

## 広島県立図書館資料選択基準

平成25年3月27日 全部改正

平成28年4月21日 一部改正

平成31年1月4日 一部改正

### 1 目的

広島県立図書館資料収集方針第5項に基づき、広島県立図書館において収集する資料の範囲、優先順位等について示すものである。

### 2 図書

#### (1) 一般基準

ア 内容、著者、出版者、価格等が適切であるかどうかに留意する。

イ 造本は堅牢であるかどうか、印刷は鮮明か、読みやすいレイアウトであるか等に留意する。

ウ 類書の多いものについては、所蔵状況を考慮の上、厳選して収集する。

エ 高度な専門書、技術書については、大学図書館や専門図書館の蔵書構成を考慮の上、厳選して収集する。

オ 次のものは、原則として収集しない。

(ア) 同一資料を2部以上所蔵することとなるとき。ただし、郷土資料、児童のための図書については、この限りでない。

(イ) 簡易な製本のもの、ルーズリーフ式のもの、一枚物を箱等に入れたもの

(ウ) 新装版等で内容に変更がないもの

#### (2) 参考図書

ア 「参考図書」とは、辞書、事典、統計、年表、年鑑、地図帳、書誌、目録、索引その他特定の知識・情報について調べるための図書をいい、外国語資料にも留意しながら、主題を問わず、基本的なものを収集する。

イ 資料別の留意事項

(ア) 辞書は、大活字のものも選択して収集する。

(イ) 専ら学校教育用に作られたハンディな辞書は、収集しない。普及版と机上版のある辞書については、高価であっても机上版を優先する。

(ウ) 統計書等は、主として基本的なものを選択して収集し、抜粋、編さんものは、厳選して収集する。

- (エ) 官公庁出版物は、できる限り広く収集する。その収集に当たっては、政府その他の関係機関からの無償提供を確保するよう努める。
  - (オ) 法規類は、主要なものを厳選して収集する。
  - (カ) 年鑑・年報類など逐次刊行のものは、類書を考慮の上、厳選して収集する。逐次刊行される各種小六法は、原則として収集しない。
  - (キ) 加除式のものは、原則として収集しない。ただし、これに代わるものがないときは、この限りでない。
  - (ク) 特に、オンラインデータベースの導入に留意する。
- (3) 参考図書以外の図書に関する通則
- ア 大学図書館や専門図書館、さらには市町立図書館の蔵書構成を考慮の上、分野を問わず、基本的なものから専門的なものまで収集する。特に、資料価値の高いものに留意する。
  - イ 特に、次のものに重点を置く。
    - (ア) 古典、原典等が含まれている全集・叢書及び体系的、系統的にまとめられた全集・講座
    - (イ) 各分野の研究の基礎となる資料集
    - (ウ) 各分野の歴史、研究史
    - (エ) 個人の伝記、個人全集、著作集
  - ウ 図書館の利用に障害のある方を対象として作成された資料は、市町立図書館の蔵書構成を考慮の上、積極的に収集する。
  - エ 郷土出身者・在住者・在職者等郷土に関わりの深い方の著作物及び郷土の出版物は、できる限り広く収集する。
  - オ 移民に関する資料は、できる限り広く収集する。
  - カ 出版、文学関係の賞を受賞したもの、主要な新聞、雑誌の書評で評価の高いものは、できる限り広く収集する。
  - キ 新分野、今日的課題を扱ったものは、入門書も選択して収集する。
  - ク 広島県の施策に関連するものは、入門書も選択して収集する。
  - ケ 思想、宗教、政治、社会運動、人権問題に関するもの等、様々な立場から書かれた多様な資料があることに留意する。ただし、宗教等について書かれたもので、特定の宗教、宗派の宣伝、布教を主目的に出版されたものは、収集しない。

- コ 性を興味本位に扱ったものは、収集しない。
- サ 影印本は、原則として収集しない。ただし、これに代わるものがないときは、この限りでない。
- シ 復刻版は、基本的なものを選択して収集する。
- ス 改訂版は、改訂の規模の大小に応じて、選択して収集する。
- セ 学習参考書、各種試験問題集は、収集しない。ただし、国家試験による資格取得の参考書類は、厳選して収集する。
- ソ 岩波文庫は、全て収集する。これ以外の文庫本は、原則として収集しない。ただし、これに代わるものがないときは、この限りでない。
- タ 岩波新書、中公新書は、全て収集する。これら以外の新書は、選択して収集する。
- チ 外国語資料は、主題を問わず、基本的なものを選択して収集する。特に、外国人が日本を理解するためのもの、日本に在住する外国人がその母国の歴史・文化等について学習するために役立つものに重点を置く。広島県における外国人の居住状況や広島県の施策との兼合いで、主として、英語、中国語、朝鮮語の資料を収集する。

#### ツ 主題別の留意事項

- (ア) 情報処理に関する資料は、体系的にまとめられたものを選択して収集する。特定の機種に限定されるものは、原則として収集しない。
- (イ) 図書館、図書、読書、出版、著作権、書誌学に関する資料は、できる限り広く収集する。
- (ウ) 超心理学、心霊研究、占いなどに関する資料は、厳選して収集する。
- (エ) 埋蔵文化財の発掘調査報告書は、瀬戸内海関係各府県、山陰地方、四国地方に関するもの及び国が指定する文化財に関するものを収集する。
- (オ) 日本の各都道府県史、全国の市の史誌、中国地方各県・瀬戸内海関係各府県の郡・町村の史誌で、地方公共団体が発行責任者であるものは、できる限り広く収集する。
- (カ) 旅行ガイドブックの類いは、厳選して収集する。簡易なものは、収集しない。
- (キ) 政治・経済・社会情勢に関する資料で、興味本位に書かれたものは、収集しない。
- (ク) 国の政策に関する資料は、現在・過去を問わず、基本的なものをできる限り広く収集する。

- (ケ) 国際理解に役立つ資料は、選択して収集する。特に、アジア地域の資料の収集に留意する。
  - (コ) 平和問題に関するものは、できる限り広く収集する。
  - (カ) 教員用に作られた教科指導に関する資料は、収集しない。ただし、新しい教育分野に関するものは、厳選して収集する。
  - (シ) 美術書、写真集は、体系的にまとめられたものを選択して収集する。これに該当しない資料は、芸術性の高いものを厳選して収集する。複製画の類いは、収集しない。
  - (ス) 漫画は、評価が定まっているものを、造本にも留意して、厳選して収集する。
  - (セ) 語学については、視聴覚資料と併せて利用することができるよう考慮の上、選択して収集する。
  - (ソ) 日本で使用される頻度の低い言語については、入門書も選択して収集する。
  - (タ) 外国人が日本語を学習するための資料は、市町立図書館の蔵書構成を考慮の上、選択して収集する。
  - (チ) 文学作品については、評価が定まっている作家の作品を選択して収集する。これ以外の作家の作品は、書評で高い評価を受けているものを選択して収集する。
- (4) 児童図書
- ア 子どもの読書活動が推進されるよう、調査・研究に必要な資料を収集する。
  - イ 子ども向きの図書
    - (ア) 特に、次のものに重点を置く。
      - a 各種受賞図書
      - b 書評に取り上げられたもの
      - c 郷土を主題にしたもの、郷土作家の作品、平和・原爆を主題にしたもの
      - d 図書館その他の関係機関及び関係団体等の作成に係る各種リストに取り上げられたもの
    - (イ) 外国語資料は、各種受賞図書、著名作家・作品の研究書、日本語に翻訳されている児童図書の原書、各国で高い評価を受けているものを選択して収集する。
    - (ウ) 利用の多いもの、消耗の激しいものは、複本も選択して収集する。
    - (エ) 漫画は、全国学校図書館協議会図書選定基準（平成20年4月1日改定）Ⅱの20（まんが）を参考にしながら、厳選して収集する。

(オ) 次のものは、収集しない。

- a 戦争を賛美するもの
- b 商業的なキャラクターを扱ったもの
- c 学習参考書，各種試験問題集

(カ) 紙芝居は，高い評価を受けているものを選択して収集する。簡易なものは，原則として収集しない。

ウ 児童図書の研究書及び子どもの読書活動の推進に資する図書

(ア) 次のものに重点を置く。ただし，高度に専門的なものについては，大学図書館や専門図書館の蔵書構成を考慮の上，厳選して収集する。

- a 児童図書の各種目録，書誌類
- b 児童文学・絵本の作家研究及び作品研究資料
- c 昔話，民話に関する研究書及び昔話集，民話集のうちストーリーテリングのテキストとなっているもの
- d 児童図書・絵本の歴史，児童文学論，絵本論及び児童読書論
- e 子どもと本を結び付ける活動に関するもの

(イ) 子どもに直接提供するのは好ましくないが，研究のために必要な児童図書は，選択して収集する。

エ 青少年資料

「青少年資料」とは，主として中・高校生を中心とする青少年の読書活動を推進するために必要な資料をいい，特に，次のものに重点を置く。

- (ア) 進学，就職，留学等進路選択の参考になるもの
- (イ) 人生，社会等への関心を高めるもの
- (ウ) 郷土に関するもの

(5) 郷土資料

ア 広島県に関する資料は，新旧を問わず網羅的に収集する。

イ 外国の出版物も積極的に収集する。

ウ 同一資料は，原則として2部収集する。ただし，縣市町村史その他の基本的な資料は，3部収集する。

エ 写真，絵はがき，地図，絵図等も積極的に収集する。

オ 特に，次のものに重点を置く。ただし，広島県立文書館や市町立図書館の蔵書構

成に留意する。

(ア) 広島県及び広島県内市町村の行政資料

(イ) 広島県内に所在する古文書・古記録の複製物

(ウ) 原爆関係資料

#### (6) 瀬戸内海関係資料

ア 瀬戸内海に関する資料は、網羅的に収集する。

イ 瀬戸内海関係各府県に関するものは、できる限り広く収集する。

ウ 特に、次の主題に関する資料に留意する。

島，船，海運，鉄，水産業，塩

エ 山陰地方や四国地方（太平洋側）の資料も選択して収集する。

### 3 雑誌

(1) 雑誌は、基本的なものをできる限り広く収集する。

(2) 資料価値の高いものを優先する。継続性の低いものは、原則として収集しない。各種雑誌記事（文献）索引に収録されているものに留意する。

(3) 外国語資料は、主要な英語雑誌を選択して収集する。

(4) 雑誌の復刻版は、基本的なものを厳選して収集する。

### 4 新聞

(1) 日本国内で発行される全国紙及び地方紙のうち主要なものを選択して収集する。

(2) 日本国内で発行される業界紙や専門紙の類いは、厳選して収集する。

(3) 日本国内で発行される英字新聞のうち主要なもの及び中国・韓国の新聞のうち主要なものを選択して収集する。

### 5 その他の印刷物

当分の間、次のものを収集する。

(1) 官報，広島県内市町村の公報，国会・広島県議会・広島県内市議会の会議録  
なお，政府その他の関係機関からの無償提供を確保するよう努める。

(2) J I S 規格

(3) 国土地理院の発行に係る地形図

(4) パンフレット類。特に書誌・図書館関係のもの，郷土資料や瀬戸内海関係資料に該当するものに留意する。

### 6 マイクロ資料

印刷物では入手困難なとき、原本を保存するためマイクロ資料で提供することが適当と認められるとき又はマイクロ資料の方が利用しやすいとき、厳選して収集する。

## 7 視聴覚資料・電子出版物

この基準は、視聴覚資料及び電子出版物の収集について準用する。ただし、次の諸点に留意する。

- (1) 印刷物では表現できない効果が得られるもの、電子出版物など時代の変化に対応したものの、印刷物との相互補完により理解を一層深めることができるものを収集する。
- (2) 原則として、個人の学習の支援に資するものを収集する。身体上の障害がある利用者の利用に適したものは、特に類縁機関との連携に留意して収集する。
- (3) 収集する媒体の種類は、次のとおりとする。

ア 映像資料

イ 録音資料

ウ パッケージ系電子出版物

エ ネットワーク系電子出版物

オ 前各号以外の資料については、必要に応じて、検討する。

- (4) なお、次の点に留意する。

ア 内容が同一でも媒体が異なる場合、保存性、画質、音質いずれも優れているものを優先する。

イ 映画フィルムやレコードは、原則として収集しない。ただし、資料価値の高いもの及び広島県又は瀬戸内海に関する資料で、これに代わる媒体がないときは、この限りでない。

## 8 寄贈資料

この基準は、寄贈資料の受入れについて準用する。ただし、この基準の趣旨を損わない範囲内で、弾力的な取扱いを行うことができる。

なお、次の資料は、郷土資料に該当するものを除くほか、受け入れない。

ア 健康法等を扱うもので、科学的、医学的根拠に乏しいもの

イ 私的要素の強い手記、文芸作品などで、一般流通には乗らないもの

ウ その他資料として永年保存する必要がないと認められるもの

## 9 購入希望資料

購入希望資料については、この基準を適用する。